

# 規制改革推進会議 医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ 説明資料

2022年3月15日 (火)



一般社団法人

日本フランチャイズチェーン協会



## 提案の理由

- 一般用医薬品はドラッグストアやインターネット等でも販売されているが、深夜や早朝等に急な体調変化等がありお手持ちの薬がない場合や、災害時のライフラインとして、いつでも開いているコンビニにて一般用医薬品を販売して欲しいとのニーズがある。
- 「2分の1ルール」が撤廃されたことにより、買場の拡大には繋がったものの、コンビニにて一般用医薬品を販売するには依然として様々な規制があり、現在、コンビニでの医薬品取扱店舗数は、コンビニ全体の0.7%しかなく、一般用医薬品販売が進んでいないのが現状。
- お客様のニーズに応えるためにも、コンビニにて医薬品販売店舗が拡大できるように、
  - ① **一般用医薬品の遠隔販売**
  - ② **登録販売者の管理者要件の緩和**の2点について提案を実施。

**※コンビニ 57,323店舗の内、医薬品販売店舗数は400店舗。全店舗に占める割合は0.7%。  
(2022年2月末時点)**

# 一般用医薬品の規制緩和について

2022年3月15日  
株式会社ローソン

# ①一般用医薬品の 遠隔販売・管理について



※一般用医薬品とは  
風邪薬や頭痛薬など医師による処方箋を  
必要とせずに購入できる医薬品

当店から最寄りの薬局まで約2km、ドラッグストアまで約4km。近隣住民の方は遠くの薬局・ドラッグストアより、歩いて行ける近くのコンビニで薬が購入できる利便性を求めている



コンビニで取り扱って欲しいものとして  
「医薬品」の需要が最も高い。

理由として

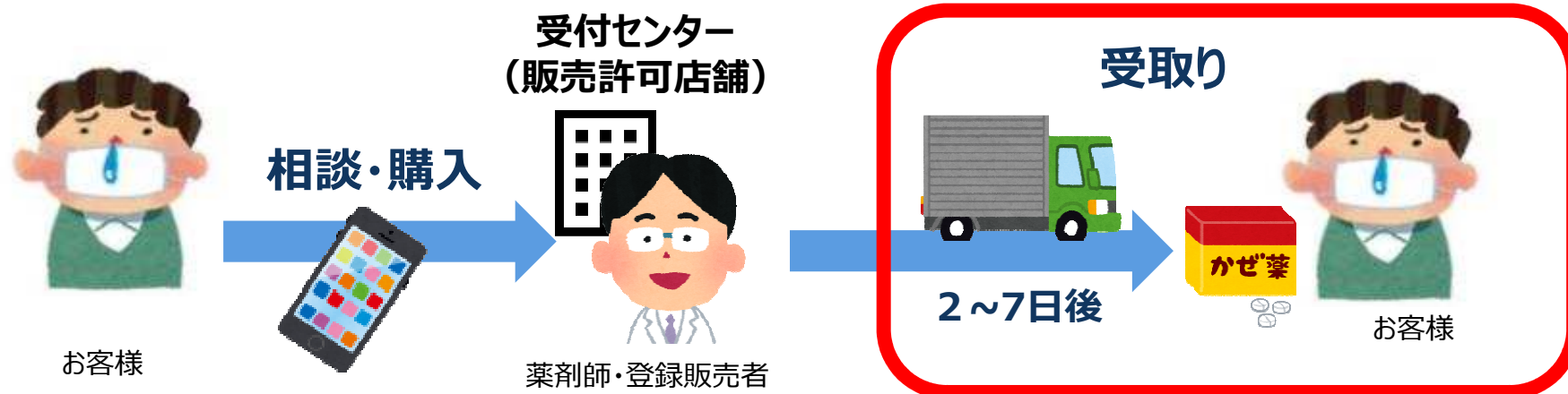
- ・急に体調が悪くなった
- ・早朝・深夜など薬を購入できる場所が近くにないとの回答が上位に。

※2021年11月（株）ロイヤリティマーケティング社による調査

**消費者がいつでも、どこでも、すぐに必要な薬を購入できるようにしたい**

デジタルの活用により様々なメリットがあるが、「いま欲しい」という要望に対応できておらず、お客様のニーズに答えきれていない

## すぐに受け取れない点が不便



### メリット

- ・いつでもどこでも購入可能・・・具合が悪いときに自宅からでも購入ができる
- ・十分な相談が可能・・・廻りの目を気にせずに相談ができる
- ・プライバシー保護・・・購入しづらい商品もゆっくり選べる
- ・相談応需の履歴保持・・・注意事項、アドバイス等を後で確認できる
- ・購入実績の履歴保持・・・医療機関受診時に参考にすることができる

「いま欲しい」という消費者の要望に対応すべく、販売許可のない最寄りの取扱店でもICTを活用して受け取る事が出来るようにしたい



ICTを活用してすぐ受け取れる



オンラインで薬剤師・登録販売者に相談し購入した一般用医薬品を、デジタル活用で受け渡しの間違いを防ぐ措置をすることで、販売許可がない店舗でもすぐに受け渡せるようにしていただきたい

## 相談応需

## 販売

## 貯蔵・授与（受渡し）

**A社：資格者有**

気分が悪くなったので専用サイトでOTC医薬品を購入



有資格者と遠隔で  
相談応需



**A社 薬剤師・登録販売者**

購入者の状況を  
確認し、販売

**B社：一般用医薬品の販売許可無**

※店内設置のタブレット等  
での展開も検討



**B社 店員**



QRコードを店員に提示し、購入商品を受け取る

インターネット販売と同様

受渡し業務はA社からの委託業務  
(A社の管理)



想定される課題

考えらえる課題への対策案

**在庫管理**

- ・鍵付きの棚で一般用医薬品を管理し施錠記録をタブレットに残す
- ・販売データに基づく在庫管理

**温度管理**

- ・1日4回実施する店舗の要冷機器等の温度チェックと共に一般用医薬品を保管している棚の温度をチェックしタブレットに記録で残す

**期限管理**

- ・月1回実施する店舗衛生チェックと共に一般用医薬品の使用期限切れのチェックを実施し、タブレットに記録で残す

※コンビニでは高額商品や食品なども扱っており、一般用医薬品で求められる盗難防止や品質管理などの対策は既に行われていると考える

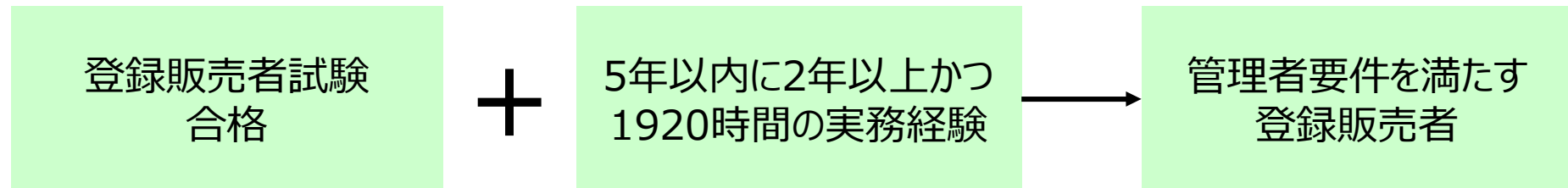
今回：一般用医薬品のインターネット販売の応用から、デジタルを活用し、即時受取の実現を提案

	概要	相談応需	販売	貯蔵	授与
①	相談応需のみデジタル技術活用(オンライン)し、 <u>一定の管理要件の下で一般店に仕入・販売を解禁</u>	有資格者 オンライン	従業員	従業員	従業員
		デジタルで有資格者が管理			
②	ネット販売を前提として、 <u>一定の管理要件の下で一般店に貯蔵・他店販売商品の受渡しを解禁</u>	有資格者	有資格者	従業員	従業員
		デジタルで有資格者が管理			
③	【現状】一般用医薬品インターネット販売	有資格者	有資格者	有資格者	宅配便 (有資格者?)
		オンライン			
④	【現状】店頭での一般用医薬品販売	有資格者	有資格者が管理 従業員	有資格者が管理 従業員	有資格者が管理 従業員

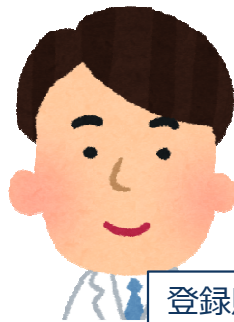
今後については、店舗販売の役割と同様に、デジタルを更に活用して、遠隔による有資格者の管理の下、一般従業員が販売・貯蔵・授与を行う方法を検討していきたい

## ②登録販売者の管理者要件の緩和

医薬品を1人で販売するには店舗管理者の要件（管理者要件）を満たす必要がある。管理者要件を満たす登録販売者になるには、過去5年以内に**2年以上**の実務経験が必要となる。



## 実務経験のない登録販売者



登録販売者  
(研修中)

- ✓ 薬剤師や実務経験のある登録販売者が店舗にいるときのみ医薬品の販売が可能
- ✓ 1人のときは販売ができない
- ✓ 資格を持たない一般の従業員と変わらない

## 実務経験のある登録販売者



登録販売者

- ✓ 店舗管理者になることが可能
- ✓ 1人で医薬品の販売が可能

## 現状

過去5年の内、**通算2年以上**、かつ**合計1920時間**の実務経験が必要

1日8時間勤務で20日勤務であれば、  
12か月で1920時間の実務経験が積める

更に実務経験を積む  
必要がある

試験  
合格

実務経験：8時間×20日×12か月  
= **1,920時間**  
1年

月1時間以上×12か月经験しなければ  
通算2年以上の要件を満たすことが出来ない

1年

管理者として勤務可

## 要望

~~通算2年以上~~

登録販売者の管理者要件取得為の**通算2年以上**の実務要件の撤廃をお願いしたい